

平安期歌謡研究における顕昭著『袖中抄』の位置付け

田林千尋

はじめに

上代の『古事記』や『日本書紀』に見られる「歌」は、旋律に乗せて歌われるものが主であった。だが、『萬葉集』ではこのような「歌」の数は減少する。平安時代の『古今和歌集』以後の文学作品に登場する「歌」は、その大半が短歌型和歌、すなわち詠む「歌」である。

しかし、当然のことながら、旋律に乗せて歌われる「歌」が失われたわけではない。記紀歌謡の流れをくむ大歌は初期の平安宮廷にも伝承され、やがて、新たな歌謡のジャンルを確立する。神楽歌、催馬楽、風俗歌、東遊歌という四種の平安期宮廷歌謡、所謂「四譜」と呼ばれるものである。その詞章は時に短歌体で和歌集に入集し^(一)、時に歌語や表現の一部となつて同時代の和歌に用いられた。このように歌謡の詞章が詠み込まれたり、歌謡を背景に置いて詠まれたりした和歌を詳細に見ていくことで、その下敷きとなった歌謡を当時の歌人がどのように理解していたか、また、どのような文学的興味を持っていたかをうかがい知ることができる^(二)。

このような短歌型和歌と密接な関係をもつ歌謡と、その詞章

に見られる単語・表現にいち早く注目したのが顕昭であつた。

顕昭は、院政期歌壇の中心にあつた六条藤家の歌人にして歌学者である。彼は古今集注や『袖中抄』等、自らの歌学書の中で歌謡に関連するを話題を取り上げた。とくに晩年の述作である『袖中抄』に見られる歌謡関連記事は、前時代の歌人源俊賴らの影響を受けながらも^(三)、質・量ともにこれらをさらに充実させている。顕昭歌学は六条藤家のみならず、院政期から鎌倉初期の歌学に大きな影響を与えた。御子左家の定家も、顕昭の古今集注に補注を加え、『顕註密勘』を著している。顕昭歌学における歌謡関連記事からは、院政期から鎌倉初期の歌壇における歌謡に対する興味や理解を見ることができはるはずである。

『袖中抄』を含め、顕昭歌学に関する研究は既に数多い。歌謡研究においても、『袖中抄』の催馬楽関連記事については既に小野恭靖氏のまとまつた研究がある^(四)。だが、神楽歌・風俗歌等については未だ手つかずのままだ。そこで本論ではとくに『袖中抄』を取り上げ、まずは同著における平安期歌謡関連記事全体を俯瞰する。

一、顕昭『袖中抄』に見られる歌謡関連記事とその問題点

顕昭『袖中抄』は、注釈する歌謡を項目名に立て、これを含む代表歌を冒頭に挙げて、先行する歌字書の説を引用・整理しつつ、その上に顕昭の説を展開する。『袖中抄』全二十巻二百九十八項目には、合わせて三十四項目四十八首（重出四首）の歌謡関連記事が見られる。次にその三十四項目を表1としてまとめた。

まず、巻数、項目番号、『袖中抄』における項目名を掲出する。さらに、「歌謡の種類」、「歌謡の曲名」として、引用され

る歌謡の種類と曲名を上げる。なお、『古今和歌集』（以下、適宜「古今集」と略称する）巻第二十、『拾遺和歌集』（以下、「拾遺集」）巻第十からの引用に關しても、ここでは便宜上これらが特定できるよう同項に記した。また、各項目の冒頭歌に引かれているものに関しては「冒頭歌」の項に「○」を記した。「他の和歌集への収録（類歌含む）」については、引用された歌謡の詞章について、『萬葉集』、『古今和歌六帖』（以下、「六帖」）や私家集への収録を記している。さらに、「出典に關する記述」には、顕昭が歌謡の詞章や関連記事を何から引用したか、出典に關する記述が本文中にあればこれを引いた。

表1 『袖中抄』にみられる平安期歌謡関連記事

掲出番号	巻	項目番号	項目名	歌謡の種類	歌謡の曲名	冒頭歌	他の和歌集への収録（類歌含む）	出典に關する記述
1	一	4	ヒデカサアメ	催馬楽	呂・妹・門		萬葉集・古今和歌六帖	催馬楽・妹・門歌云
2	二	20	イソナツムメサシ	古今二十	東歌・相模歌・一〇九四	○	古今和歌六帖	考古神楽・朝歳太鼓云
3	二	20	イソナツムメサシ	催馬楽	朝倉・流説・本			催馬楽・三
4	三	30	カタチノヲノ	催馬楽	呂・藤生野			コレハ神楽ノ譜ニ夏神楽ト云事アリ
5	四	50	カハヤシロ	神楽歌	北御門の御神楽・本末	○	貫之集・古今和歌六帖	成入云・神楽譜大倉寄云
6	五	52	ミヤビ	神楽歌	大直・本			神楽譜云
7	六	64	クメデノハシ	神楽歌	朝倉・或説・末		古今和歌六帖	
8	六	65	カヘシモノ	催馬楽	神遊びの歌・返し物の歌・一〇八一			
9	六	65	カヘシモノ	古今二十	神遊びの歌・返し物の歌・一〇八一		古今和歌六帖	古今神アソビノ哥ノ中ニ中略カヘシモノ、ウタニハ
10	六	65	カヘシモノ	催馬楽	呂・興金吹			
				呂・美作	神遊びの歌・返し物の歌・一〇八三			

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
十五	十五	十五	十四	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十二	十一	十一	十	十	十	十	九	九	九	九	九	六
168	167	167	155	141	132	130	129	129	129	122	118	117	110	108	106	98	88	88	88	85	85	65
カヒノケゴロモ サラステツクリ	コノモカノモ	コノモカノモ	ヲグルマノニシキ	タノシキヲツメ	ナラノワギヘ	サイバリ	ヒルメノカミ	ヒルメノカミ	ヒルメノカミ	イナフネ モガミガハ	サハナミ	シデノタヲサ	ノナカノシミツ オボロノシホ セガキノシホ	ヨコホリセル ケヘレナク サヤノナカヤマ	コトハタナハリ	オホヨソゴロモ	やまかつら ゆふかつら	やまかつら ゆふかつら	やまかつら ゆふかつら	シホガマノウラ	シホガマノウラ	カヘシモノ
風俗歌	風俗歌	古今二十	風俗歌	備馬楽 古今二十	備馬楽 古今二十	拾遺十 神楽歌	拾遺十 神楽歌	神楽歌	古今二十 神楽歌	風俗歌 古今二十	神楽歌	備馬楽	神楽歌	風俗歌 古今二十	備馬楽	神楽歌	神楽歌	神楽歌	古今二十 風俗歌	古今二十 風俗歌	古今二十 神楽歌	
甲斐が嶺	筑波山	東歌・常陸歌・一〇九五	小車	呂・新年 大歌所御歌・大直日の歌・一〇六九	呂・我家	神楽歌 棟・本末	神楽歌 拾遺十	日靈女歌・末	神遊びの歌・日靈女歌・一〇八〇	出羽風俗 東歌・陸奥歌・一〇九二	細波・本	呂・妹之門	杓・本	甲斐 東歌・甲斐歌・一〇九七	呂・葦垣	庭火／和舞哥・本末	葛・本	神遊びの歌・探物の歌・一〇七六	陸奥風俗 東歌・陸奥歌・一〇八九	東歌・陸奥歌・一〇八八	朝倉・本末	
○	○		○			○			○	○				○		○		○		○		
									古今和歌六帖	古今和歌六帖			古今和歌六帖	古今和歌六帖			古今和歌六帖	古今和歌六帖	古今和歌六帖	古今和歌六帖	古今和歌六帖	
是ハ風俗哥也 号甲斐加称	常陸國風俗哥中ニ	此哥ハ古今アツマウタノ中ノ常陸哥也	風俗小車哥云	古今第廿卷 大歌所御哥ノ中ニオホナホビノ哥トテイレリ	備馬楽ニ吾家トイフ哥ヲバワイヘントイフ 其哥云	コレハ神楽ノ前哥也	神楽譜ノ末哥ニハ	古今ノ神楽哥ノ中ノヒルメノ哥ニハ	是ハ神楽ノヒルメノ哥也		神楽ノ篠波哥云	備馬楽哥云	神楽取物中ニ杓哥		備馬楽歌云	是ハ神楽ノ宮人ノ歌也	近代ハ不用葛抄庭火ニ用 此後哥本末共用之	神楽譜ニハ取物中ニ葛アリ 本ニハ此哥ヲケリ 但	此哥ハ古今集カマソビノ哥中ニトリモノノ哥也	同卿(教長)云	神楽譜云 朝開式迄備馬楽拍子云々一改行 或本云	

一首（詞章の成立は奈良時代と見られるが、平安初期写の『琴歌譜』も含めるなら**29**も含めて十二首）である。

さて、右の古今集所収**8**、**9**、**10**、**14**、**25**、**29**、**31**、**35**に関しては、「出典に関する記述」に引用した通り、『袖中抄』の記事に古今集からの引用であることが明記されている。一方、拾遺集にも収められている**26** **27**に関しては、神楽歌の譜本やその知識からの引用であると記されており、拾遺集からの引用とは認められない。また、**13**、**37**、**38**に関しては、他の注釈書等からの引用の可能性がある。

たとえば**13**の風俗歌引用箇所は藤原教長の古今集注（以下、「教長古今集注」）から引用した可能性がある。当該歌を含む箇所を次に掲出する（以下、引用歌に付けた番号は表1の掲出番号に対応する。また、アルファベットの記号はその他の引用歌に付した。なお、引用本文中の傍線等は、強調のため、私に付した）。

ミチノクハイヅラハアレドシホガマノウラコグフネノツナ
デカナシモ ……**12**

（中略）

教長卿云 ミチノクニ、カクテアレドワレヲバヒク人
モナシ マガキノシマノツナデノヤウニモヒカレネバ
ソレヲミルカナシトヨメル也

コレモイカバハベルベカラン ツナデカナシトコソヨミ
タレ ツナデノヤウニヒカレズトコ、ロフベカラズ
ワガセコヲミヤコニヤリテシホガマノマガキノシマノ
マツゾコヒイキ ……**13**

同卿云 マガキノシマノ松ニヨセテヨメル也 マガキノシマハシホガマノヲキ也

（袖中抄 巻第九 85 シホガマノウラ）

『袖中抄』巻第九85「シホガマノウラ」項目の冒頭歌である**12**（古今集一〇八九番歌）、そして今問題にしている**13**（古今集一〇八九番歌）はいずれも古今集巻第二十所収歌である。だが、これらの注釈箇所は教長古今集注の欠脱部にあたり、突き合わせて確認することはできない。また、**12**についての教長注と**13**についての教長注の間に挟まれた箇所（上に括弧を付した部分）は教長注に対する顛昭の反駁である。そのため、**13**の出典が教長古今集注によると即断することはできない。だが、一方で教長古今集注から引用した可能性も否定できない。

なお、**13**の風俗歌は、承徳三年（一一〇九九）写の譜本『承徳本古謡集』に「陸奥風俗」として収められており、その詞章は次の通りである。

我が夫を 京へやりて 鹽竈の 籬の島の まつぞわびしき
（承徳本古謡集 陸奥風俗）

一方、古今集一〇八九番歌に関しては、第一句を「わがせこを」、第五句を「まつぞこひしき」とする本がほとんどである^(註10)。現存資料のみから判断するならば、**13**の風俗歌の詞章は古今集の本文に近いといえる。

また同様に、**37**の神楽歌・鍋島家本裏書・或本の「神」本歌、**38**の催馬楽「青柳」に関しては、先行する孫姬式からの引用の

可能性がある。

まず、**37**に関して、『袖中抄』引用箇所と、引用されている神楽歌「袖」本歌の詞章と、拾遺集の所収歌を掲出する。

ナカトミノアマノスガソヲタツミソキイノリシカミハケフ
ノタメコソ ……A

顕昭云 アマノスガソトハ アマハ天也 スガソハスガ
ハ菅也 ソハ麻也(中略)

孫姫式云 裂菅麻而袴○終得樂於今日 掛木綿而
祠社 未知起於誰世 共古神哥也

サカキバニユフトリシデ、タガヨニカ神ノイカキヲイハ
ヒソメケム ……**37**

下句哥也

(袖中抄 卷第十七 222 アマノスガソ)

袖葉に 木綿取り垂でて 誰が世にか 神の御室を 斎ひ
そめけむ

(神楽歌 或本袖木歌 (鍋島家本裏書))

袖葉にゆふしでかけて誰が世にか神の御前に斎ひそめけん
(拾遺集 卷第十 神楽歌 五七六番歌)

第二句についていえば、『袖中抄』の引用本文は拾遺集よりも鍋島家本の本文に近い。しかしながら、第四句の異同はそれぞれである。

続いて、**38**の引用箇所と、用いられる催馬楽「青柳」の詞章

は次の通りである。

ムメガエニユサバリシタフウグヒスヨムメノムハラニシリ
アヤフタハ ……B

顕昭云 ユサバリトハ ユサブリト云アソビナリ バト
ブト同音也

(中略)

孫姫式云 縫織以笠憐 錦羽之用 柳線鞆躍於枝恐
鷲 尻之刺 梅針一

アヲヤギヲカイトニヨリテウグヒスノヌフトイフカサ
ハムメノハナガサ ……**38**

上句哥也

(袖中抄 卷第十七 226 ユサバリ)

青柳を 片糸に縊りて や おけや 鶯の おけや
鶯の 縫ふといふ笠は おけや 梅の花笠や

(催馬楽 律 青柳)

なお、古今集一〇八一番歌は第四句を「ぬふてふ」とする本と「ぬふといふ」とする本に分かれており(六)、**38**の「青柳」の詞章が古今集に近いが、催馬楽譜本に近いかは判断できない。さて、**37**、**38**の詞章引用本文の前に「孫姫式云」とあるが、この引用箇所がどこまでかかるかは不明である。また、現存する孫姫式にも当該箇所の記述は見えず、**37**、**38**の詞章が孫姫式からの引用であると断定はできない。このとき、**37**、**38**の詞章引用本文の後にある「下句哥也」、「上句哥也」は、同項目の冒

頭歌 A・B を本歌・末歌としたとき、これらに對して「**37**は末歌である」、「**38**は本歌である」と解釈できる。実際に A を本歌、**37**を末歌とするような譜本や **38**を本歌、B を末歌とするような譜本は現存しないため想像の域を出ない。だが、このように考えた場合、短歌型の A と **37**、**38**と B を本末の一組の歌謡として捉えていることから、**37**、**38**は催馬樂という歌謡として引用されていると考えられる。

では、残る **2**、**12**、**19**、**23**、**39**に關してはどうか。これらの五首には共通点がある。各項目の冒頭歌であり、かつ、出典に關する記述がないという点である。

頭昭は『袖中抄』に先行文献を引用する際には基本的に出典を記している。表 1 の四十八首に關しても、引用の出典に關する記述がないのは、**2**、**12**、**19**、**23**、**39**、**44**の六項目に止まる。

これは項目の冒頭歌でも同様で、**5**、**14**、**17**、**24**、**27**、**29**、**31**、**33**、**35**については出典が示されている。さらに、**44**の催馬樂「逢路」^{（あひろ）}は、収められた「ヒカタ^{アサシ シナドノ風 コハロ}アヒロ^{アサシ シナドノ風 コハロ}風^{アサシ シナドノ風 コハロ}シノ^{アサシ シナドノ風 コハロ}、ツマキ」の項目（巻第廿²⁸⁵）の末尾に引用されているのであるが、これは表 1 の注に示したように文化庁蔵（高松宮本）『袖中抄』にしか見られない。高松宮本のための例外と言っても差し支えないだろう。

さて、では、**2**、**12**、**19**、**23**、**39**の引用元は何だと考えられるか。次にそれぞれについて引用箇所を引きながら検討する。

まず、**2**に關しては、『袖中抄』巻第二十「イソナツムメサシ」の冒頭歌として「コヨロギノイソタチナシイソナツムメサシヌラスナオキニヲレナミ」と当該歌が引かれる。次に「頭昭云」として「メサシ」についての解釈が説かれ、散逸物語の和歌や教長古今集注の注釈、神樂歌「朝倉」本歌（**3**）、『奥義

抄』（下釈）古今歌百十五の注釈、『萬葉集』二九三番歌、『倭名類聚抄』「箆簞」の例を引きながら、「メサシ」は人、さらに言う^{（メサシ）}と海士を指すのだと考証する。教長古今集注や『奥義抄』（下釈）古今歌百十五の注釈が引用されている点が注目されるが、**2**が古今集からの引用であるという決定的な証拠はない。ただし、風俗歌の「こよるぎ」は本来次のような形の詞章である。

こよるぎ	磯立ちならし	磯ならし	菜摘む少女	濡らす
小餘綾の	濡らすな	沖に居れ	居れ	波や
濡る濡るも	君が食すべき	食すべき菜をし摘み	摘みて	
ばや				

（風俗歌 こよるぎ）

これを短歌型で収めたのが古今集巻第二十「東歌」の「相模歌」である。

一〇五四 こよるぎの磯たちならし磯菜つむめざし濡らすな沖にをれ浪

（古今和歌集 巻第二十 東歌 「相模歌」）

風俗歌「こよるぎ」の詞章の傍線部を繋げば古今集一〇九四番歌になるが、風俗歌「こよるぎ」から一〇九四番歌第三句を形成するにはやや飛躍がある。**2**の詞章が古今集一〇九四番歌にまったく同じである点から、**2**は古今集からの引用であると考えてもよいだろう。

次に**12**に關して、『袖中抄』巻第九八「シホガマノウラ」の

冒頭からしばらくを次に掲出する。

ミチノクチハイヅラハアレドシホガマノウラコグフネノツ
ナデカナシモ ……**12**

顕昭（前）云（中略）

六帖ニ伊勢哥

シホガマノウラコギツランフネノオトハキ、シガゴト
クキクハカナシナ

コレモ此古今ノ哥ヲオモヒテヨメルニヤ ホムル心トキ
コエタリ

（袖中抄 巻第九 **85** シホガマノウラ）

直接の出典表記ではないが、「コレモ此古今ノ哥ヲオモヒテ
ヨメルニヤ」とある、「此古今ノ哥」は冒頭歌**12**を指すと考え
て良いだろう。つまり、**12**もまた古今集からの引用である。

次に、**19**に関しても、『袖中抄』巻第十**108**「ヨコホリコセル
ケハレナク
サヤノナカヤマ」の冒頭を掲出する。

カヒガネヲサヤニモミシカケ、レナクヨコホリコセルサヤ
ノナカヤマ ……**19**

顕昭云 ヨコホリコセルトハフセルト云詞也 或本ニク
ヤルトカケルモフセルト云同詞也 フセルト書ル本モア
レドソレハアマネカラズ 證本トオボシキニハコセルト
カケリ

（袖中抄 巻第十 **108** ヨコホリコセルケハレナク
サヤノナカヤマ）

この当該歌とその第四句「ヨコホリコセル」に対する顕昭の
考証について、橋本不美男ほか『袖中抄の校本と研究』頭注で
は、**19**を古今集からの引用と考え、各伝本の第四句の異同につ
いて論じている^{（七）}。顕昭の考注に「證本」の語が見られるこ
とも合わせ、この理解は妥当だろう。なお、風俗歌「甲斐」の
同箇所は「横よこほり立てる（『楽章類語鈔』、神宮文庫本）」もし
くは「よこほしりせる（承徳本古謡集）」となっており、「ヨコ
ホリコセル」、「ヨコホリフセル」、「ヨコホリクヤル」の本文を
持つ譜本は残っていない。よって、**19**についても古今集からの
引用であるとの説を採用したい。**23**に関しても、やはり考証の
中に「證本」の語が見られるので、同様のことがいえる。

最後に、**39**に関しては、『袖中抄』巻第十八**243**「スエノマツ
ヤマ」の項目の冒頭に当該歌（**39**）「キミヲ、キテアダシゴ、
ロワガモタバスエノマツヤマナミモコエナム」と当該歌を引
用し、以下、「顕昭云」として、『後拾遺和歌集』（以下、「後拾
遺集」）七〇五番歌、『後撰和歌集』七五五番歌、『奥義抄』（下
釈）古今歌百十四の注釈等を引用しつつ当該歌を解釈している。
だが、**39**の詞章本文、顕昭の解釈のいずれにも、**39**の引用元を
知る手がかりはない。

だが、**2**、**12**、**19**、**23**、**39**の五首には、各項目の冒頭歌であ
り、かつ、出典に関する記述がないという共通点がある。**44**を
高松宮本のみ例外として扱うならば、『袖中抄』所収の歌謡
関連項目でこれらの五首のみが出典に関する記述がないことにな
る。そして、**2**、**12**、**19**、**23**の四首はいずれも古今集からの
引用であると考えられる。

ここから逆に、これらの四首に出典に関する記述がないのは、

敢えて出典を明記するまでもなく、引用元が明らかだったためではないかと推測される。つまり、これらの四首のいずれもが古今集からの引用であり、冒頭歌として掲出し、注釈すべき語を内包する注目度の高い歌であつたために、敢えて出典を記す必要がなかったのではないか。このように考えると、**39**も古今集からの引用であると考えるのが穏当だろう。

以上を踏まえ、本論では『袖中抄』に見られる三十四項目四十八首（重出四首）の平安期歌謡関連記事の内訳は、神楽歌が十六首、催馬楽が十三首（重出二首）、風俗歌が五首（重出一首）、さらに古今集巻第二十に収められた、歌謡に典拠をもつ和歌が十四首（重出一首）であるとし、以後の論を進める。

さて、次に表1を参照しながら、『袖中抄』平安期歌謡関連記事に関する問題点を整理する。

『袖中抄』に見られる三十四項目四十八首（重出四首）の平安期歌謡関連記事を一覧したとき、まず注目されるのは、古今集以外から引用された平安期歌謡関連記事が、神楽歌、催馬楽、風俗歌合わせて二十七項目三十四首（重出三首）に上ることである。

『袖中抄』全二百九十八項目に対し、二十七項目三十四首（重出三首）という数はおよそ一割に止まり、決して多くはない。しかしながら、『袖中抄』は歌学書であり、その対象となる短歌型和歌と、神楽歌、催馬楽、風俗歌といった歌謡は、音楽を伴うか否か、囃子詞や繰り返し語を含めて表記するか否かといった面で異なっている。たとえば、古今集、拾遺集といった平安時代の勅撰集や六帖のような私撰集では、歌謡の詞章を収める際にはこれらを短歌型で採録した。つまり、平安初期から

既に、古今集等の和歌集に収められた歌謡の詞章は「和歌」という意識の下で扱われているのである。^{九〇}

だが、顕昭はそこから遡り、古今集等に入集したもの以外の歌謡を『袖中抄』に引用した。たしかに、『俊賴髓脳』、教長古今集注、『奥義抄』等、顕昭以前の歌学書でも、古今集等に入集した歌謡同類歌に関する注釈では、歌謡本文を引用することはあつた。しかし、それ以外の歌謡にまで広く視線を向けているという点で、『袖中抄』の歌謡関連記事は歌謡研究上見逃せないものである。

そこで以後本論では、これらの平安期歌謡関連記事について、①どのような知識に基づいて著述されたのか。

②また、神楽歌、催馬楽、風俗歌といった歌謡ごとに見たとき、どのような特徴が見られるか。

③顕昭がどのように多くの平安期歌謡を『袖中抄』に引用した意図と背景はどのようなものであつたか。
という三点について考察する。

二、『袖中抄』平安期歌謡関連記事執筆の素地

平安後期以降、古今集を初めとした勅撰集の注釈が進むに伴い、古今集所収の三十六首（仮名序に一首（六義の歌の中のいはひ歌）、巻第一に一首（五番歌）、巻第十七に二首（八九二番歌、九一三番歌）、第二十に三十二首）の歌謡同類歌、拾遺集所収の十一首の神楽歌同類歌に関しても、注が施された。顕昭自身も古今集・拾遺抄等の注釈を行っている。顕昭の古今集注（以下、『顕昭古今集注』）は文治（一一八五—一一九〇）頃成

立した『袖中抄』とほぼ同時期の撰述で、『袖中抄』の古今集入集歌謡に関する記事にもこれらと共通するものが見られる。次にその一例として顕昭古今集注を引く。

マキモクノアナシノヤマノヤマビト、ヒトモミルガネヤマ
カヅラセヨ ……C

教長卿云、マキモクノアナシノ山ハ所名、コノ山ノ木ヲ
トリテ御神樂ノ庭火ニモタキ、諸社祭ニモタテマツル、
主殿寮ノ沙汰ナリ。此木トル人ハカヅラユフトイフモノ
ヲ、額ヨリウシロニヒキマハシテユヘルナリ。是ハ神事
ウヤマヒカシコマル様ナリ。大方諸社祭ノ上卿・辨ナド
供神物ノトキハ、ミナコノユフヲシテ冠ノ額ヲユフ。ウ
ヤマヒカシコマルトテカクスルナリ。帝モ神態時ハ、御
冠ヲユハセオハシマスナリ。神態トイフハ、神今食、新
嘗会祭ナドニ、帝ミヅカラ供神物ヲソナヘサセオハシマ
スナリ。近代コノコトマレナリ。此歌共ハ神樂歌ナリ。
取物十首コレガウチナリ。近代取物四首ヲウタヘリ。神、
御幣、酌、韓神ナリ。マタ薦枕、ソノノチ、弓立、宮人
コレハ秘歌トテ、八幡ノ二季御神樂ニゾ、カナラズウタ
ヒハベル。是ガ次ニサイバリ、小サイバリ、ハヤウタ、
星、其駒ナドウタヘリ。

私云、真辟葛ニテ、カシラヲユフ。其ヲヤマカヅラト
ハ云ナリ。又神樂譜ニハ、葛本歌云、

ワギモコガアラシノヤマノヤマビトト人モシルベクヤ
マカヅラセヨ

異本ニハ、アナシノ山ト書リ。但今世不_レ用_レ之。庭火ニ

ハ、本末ミヤマニハアレレフルラシト云歌ヲ、ウタフト
イヘリ。

〔頭注〕「葛本ト云、以_二神樂譜_一可_二考見_一。」

（顕昭古今集注 卷第二十 神遊びの歌 一〇七六番歌）

次に、古今集一〇七六番歌（C）を冒頭歌に引く『袖中抄』
巻第九 88「やまかつら^{マキモク}_{（ゆふかつら）}」の項目から一部抜粋する。

マキモクノアナシノヤマノヤマビト、ヒトモミルガナヤマ
カヅラセヨ ……14

顕昭云 此哥ハ古今集カミアソビノ哥中ニトリモノ、哥
也 ヤマカヅラトハカグラスルニマサキノカヅラニデカ
シラヲユフヲヤマカヅラトイフ

（中略）

又神樂譜ニハ取物中ニ葛哥アリ。本ニハ此哥ヲカケリ、
但

ワギモコガアラシノヤマノ山ビト、人モシルベクヤマ
カヅラセヨ ……15

マキモクノアナシノ山ハ大和ニアリ ワギモコガアラシ
ノ山トハ 只ウタヒナセルニヤ アラシノ山ハ山城ニコ
ソアレ 大和ニハキコエズ 而近代ハ不用葛哥庭火_{（ヒ）}用
此後哥末共用之

ミヤマニハアレレフルラシヤマトナルマサキノカヅラ
イロツキニケリ ……16

但八幡御神樂ニハ取物九ヲ皆捧テ廻テ別ニ葛ヲウタフト
ナン申ス

(中略)

教長卿云 アナシノ山ノ木ヲトリテ御○楽神ノ庭火ニ
モタキ 諸社ノ祭ニモタテマツル 主殿寮ノ沙汰也
此木トル人ハカヅラユフト云物ヲ ヒタヒヨリウシロ
ニヒキマハシテユヘル也 是ハ神事ヲウヤマヒカシコ
マル也 オホカタ諸社ノ祭ノ上卿弁ナド 供神物ノ時
ハ皆コノユフヲシテ冠ノヒタヒヲユフ ウヤマヒカシ
コマルトテカクスル也 帝も神態の時は御冠をゆはせ
をしますな^(上) 神態トイフハ 神今食新嘗会ナド
ニ帝ミヅカラ供神物ヲソナヘサセヲハシマス也 近代
コノ事マレ也

(袖中抄 巻第九 88 やまかつら^{ゆふかつら})

右のように、傍線部、波線部、そして括弧で括った教長古今集注は、顕昭古今集注と『袖中抄』でほぼ同じ内容である。『袖中抄』の古今集入集歌謡に関する記事は、顕昭の古今集注釈を素地とし、それをさらに深める形で成っていると考えられる。

だが、先述したように、顕昭は古今集入集歌以外の歌謡にも興味を示している。顕昭以前にも、源俊賴は古今集注等の中で古今集に入集していない歌謡を引用するなど、これらの周縁歌謡に興味を示しており、その影響は顕昭の『袖中抄』にも引用という形で見る事ができる。また、顕昭は『萬葉集』を重視し、歌謡についても多く引用したが、この姿勢も俊賴の影響である^(下)。だが、顕昭の平安期歌謡の引用は俊賴よりも多く、さらに進んだものである。たとえば、顕昭の平安期歌謡関連記事の中には、歌謡譜本のような資料に基づいて書かれていると

見られるものも散見される。

先に挙げた巻第九 88 「やまかつら^{ゆふかつら}」の項目でも「神楽譜ニハ取物中ニ葛哥アリ 本ニハ此哥ヲカケリ」として神楽歌の譜本から15の詞章を引用していることが記されていた。この15、16は、それぞれ神楽歌の採物の「葛^{かつら}」の歌(15)と、御神楽に先だつて歌われる「庭火」の歌(16)である。波線部は、本来採物の歌として御神楽の中で歌われていた「葛」(15)が「近代」では用いられなくなり、御神楽のすべての曲に先立つて歌われる「庭火」(16)として用いられるようになったという変遷について述べている。実際に、現存する平安時代写神楽歌譜本のうち、重種本『神楽歌』では採物の歌の四曲目に「葛」の歌が見えるが、時代の下る鍋島家本『東遊歌 神楽歌』では「葛」の歌は採物九曲の最後に回され、御神楽の冒頭に「庭療」の曲が見える。このように、当該記事については古写譜本における御神楽の次第からも確認できる。

そこで次に神楽歌の採物の「葛」(15)と「庭火」(16)の曲名および詞章を、鍋島家本『東遊歌 神楽歌』から掲出する。

葛^葛

本

わぎもこが あなしのやまの やまびとに ひともしるべ
く やまかつらせよ やまかつらせよ

末^葛

みやまには あられふるらし とやまなる まさきのかづ
ら いろづきにけり いろづきにけり

庭療

みやまには あられふるらし とやまなる まさきのかづ
ら いろづきにけり いろづきにけり

（鍋島家本『東遊歌 神楽歌』）

『袖中抄』の「葛」の歌（15）に関する「近代ハ不用葛哥庭
火_ニ用」という記述は、鍋島家本『東遊歌 神楽歌』の「葛」
の曲名および「末」の字の下に記された「但今世不用」、「但庭
火唱之」という注とほぼ同意である。なお、この『袖中抄』の
記事の素地となったと考えられる顕昭古今集注では、「今世不_レ用_レ之」
となっており、より鍋島家本に近い表現になっている。
顕昭古今集注の頭注に「葛本ト云、以神楽譜可考見」とあ
ることからも、これらの神楽歌関連記事は鍋島家本のような譜
本に基づいて書かれたと考えられる。

また、表1の「出典に関する記述」に記したように、次の四
例に関しても、「譜」の語が見えることから、何らかの譜本に
基づいて書かれたことがうかがわれる。

カハヤシロシノニオリハヘホスコロモイカニホセバカナヌ
カヒザラム …… 5

顕昭云 コレハ神楽ノ譜ニ夏神楽ト云事アリ

（袖中抄 巻第四 50 カハヤシロ）

又神楽譜云 カツラキヘワタルクメデノツギハシノ

心モシラズイザカヘリナン …… 7

（袖中抄 巻第六 64 クメデノハシ）

又神楽譜ノ末哥ニハ

イヅコニカコマヲツナガムアサヒコガサスヤヲカベノ
タマザ、ノウヘニ …… 28

（袖中抄 巻第十三 129 ヒルメノカミ）

私云 或譜ニ是哥ノスエヲオホキミワカセマユトジメト
ウタヘリ

（袖中抄 巻第十九 255 マユトジメ）

また、次の一例は、歌謡の詞章の引用ではないが、神楽歌の
譜本から「朝倉」の曲の演奏の仕方についての記述を引用して
いる例である。

アヅマゴトハルノシラベヲカリシカバカヘシモノトハヲモ
ハザリケリ

顕昭云 此ハ中務親王コトカリテ・ツカハス伊勢ガカヘ
シ

カヘシテモアカヌ心ヲソヘツレバツネヨリ声ノマサル
ナルラン

カヘシモノトハ古今神アソビノ哥ノ中ニトリモノ、ウタ
ヒルメノ哥 カヘシモノ、哥トアゲタリカヘシモノ、ウ
タニハ

アラヤギヲカタイトニヨリテ鶯ノヌフトイフカサハム
メノハナガサ …… 8

マガネフクキビノナカ山ヲビニセルホソタニガハノヲ
トノサヤケサ …… 9

美作ヤクメノサラ山サラノニ我名ハタテジヨロゾヨ
マデニ …… 10

今案ニ此哥ヲハ催馬楽哥ナリ

神楽譜云 朝闇吹返催馬楽拍子^ニ

或本云 アサクラヤキノマロドノニワガラレバ^(わがをれば)・・・・・ナノリ

ヲシツハユクヤタレ …… 11

此哥為御所返哥^ニ 是延喜廿一年勅定也 神楽ノ遊仕

ル時ハ榊音振唱^ニ

又云 皇已了搔返絲竹^ニシテ可仕ニ朝倉^支ニ催堪能之歌^ニ

人ニス

私云 朝倉ウタフヲバアサクラカヘスト云 或ハ吹返ト

イヒ 或ハ搔返絲竹^ヲトイヘリ 或ハ催馬楽拍子トイヘ

リ 仍カヘストハ云欵

カヘスト云コトハ其哥ヲ又トテカヘスヲコソイヘ 此返

ハフエモコトモ別ニシラベアラタムル欵 催馬楽拍子ト

云ニテシリヌ 古今ノカヘシモノ、哥ト云ハ多ハ催馬楽

呂律哥ナリ サレバカヘストハ催馬楽拍子ニフキナシヒ

キナシテアサクラヲウタフナルベシ 神楽家ノ人ニタヅ

ヌベシ 今ノ哥ハアヅマゴトヲ、ソクカヘストテカヘシ

モノ、事ニヨセテカヘサヌコトヲソヘヨメルナルベシ

(袖中抄 卷第六 65 カヘシモノ)

傍線部には「神楽譜云」とあり、「朝闇吹返催馬楽拍子^ニ」の一文は神楽歌の譜本から引用したらしいことがわかる。また波線部については、鍋島家本『東遊歌 神楽歌』に、「朝倉」の曲名の下に割書で「此哥為御前返哥 此延喜廿一年勅定也 神

楽遊仕時^ル、榊音振唱」と注されているのとはほぼ同文である。

さらに、次の二例は、「或本」との書き方から、譜本とは限定できないが、譜本あるいはそれに類するような資料からの引用と考えられる箇所である。

或本云 アサクラヤキノマロドノニワガラレバ^(わがをれば)・・・・・ナノリヲ

シツハユクヤタレ …… 11

(袖中抄 卷第六 65 カヘシモノ)

但或本云 ナハフリ本 ナハノツブラエノ セナノ ハル

ナレバ カスミテミユル ナハノツブラエ

末

ツブラエノ セナヤアキナレバ キリテモミユル ナハノ

ツブラエ …… 47

(袖中抄 卷第廿 292 ハギガハナズリ)

また、次の一例は、催馬楽の譜本あるいはそれに類するよう

な資料から「眉止之女」の曲名の異同について引用している例

である。

又或本ニ 此哥ヲマユカキトシトカケリ

(袖中抄 卷第十九 255 マユトジメ)

このように、顕昭は神楽歌(5、7、15、28等)や催馬楽(40)、風俗歌(47)の譜本、あるいはそれに類するような資料を所持し、『袖中抄』の述作に用いていたことがわかる。先述の通り、『袖中抄』の歌謡関連記事執筆の素地には、古

今集等の注釈によって得られた知識があったと考えられる。それに加え、顕昭は神楽歌や催馬楽、風俗歌の譜本あるいはそれに類するような資料を所持し、直接参照、引用しながら、『袖中抄』の述作に用いたのである。

三、『袖中抄』に見られる平安期歌謡関連記事の歌謡（一）の詳細

それでは、次に『袖中抄』に見られる平安期歌謡関連記事について、歌謡の種類ごとに詳細に見ていきたい。

先述の通り、『袖中抄』催馬楽関連記事については小野恭靖氏の研究^(十三)がある。氏は、『袖中抄』の計十一項目に引用される催馬楽十三曲^(十四)について調査し、「かなり多くの催馬楽が引用されている」と評価した。また、これらの催馬楽関連記事について、『袖中抄』への引用においては呂歌と律歌では「呂歌が優勢であること」、「譜本と比較してほぼ全詞章が引用されている」と判断されるのは三曲（延べ四回）で、囃子詞や反復箇所を欠く程度で主要な詞章が引用されていると判断できるのは六曲（「返し物の歌」三首も含めれば九曲）にのぼり、この両者で九割を大きく上回る^(十五)ことから、「顕昭の引用態度の丁寧さや厳密さを指摘することが可能であろう^(十六)」としている。

さらに氏は、『袖中抄』催馬楽関連記事の催馬楽各曲の先行類歌について、「顕昭歌学のひとつの中核をなす」『万葉集』への強い関心^(十七)から、『萬葉集』と同時代または直後の時代の詞章を有する催馬楽への関心へと発展したと指摘している^(十八)。また、催馬楽出自の歌謡に関しては、「大嘗会風俗歌とかかわ

りの深い催馬楽詞章中の地名は、後代和歌における催馬楽受容を通して、歌枕の形成・確立に大きく関与したと言える^(十九)」として、「催馬楽出自の歌枕」を紹介した。さらに「催馬楽出自の歌謡」として「マユトジメ」、「ヒカタ^{アナシ}シナドノ風^{シノノツマキ}」中の「コ、ロアヒノ風」、「ハナダノオビ」、「ハギガハナズリ」等を挙げ、「俊頼、顕昭が院政期に先鞭を付けた『万葉集』重視の歌字は、単に万葉語の摂取のみに止まらず、催馬楽からも歌語や歌枕を創出したことが確認できる^(二十)」と述べている。さらに、催馬楽の歌謡としての側面に関しては、『袖中抄』中の「催馬楽譜の成立についての記事」として『袖中抄』巻第一4「ヒジカサアメ」の記事を挙げ、「顕昭の意識には」源家流と藤家流の二派のうち「源家流の方が優位を占めていた^(二十一)」ことを指摘している^(二十二)。加えて、『古今集』所収「返し物の歌」についての記事^(二十三)、「催馬楽の歌い替えについての記事^(二十四)」、「催馬楽詞章の表記と歌いくせについての記事^(二十五)」等について言及している^(二十六)。

本論では、これらの小野氏の指摘を踏まえたうえで、主に神楽歌と風俗歌の関連記事に注目する。『袖中抄』に引用された歌謡の多くは語釈のための用例として用いられているが、中にはそれを超えるはたらきをもつ例も散見される。

三―一 『袖中抄』に見られる神楽歌関連記事について

さて、『袖中抄』には、神楽歌が十三項目十六首引用されている。

宮廷で行われた御神楽のまとまった平安時代写譜本は、伝藤

原道長筆『神楽和琴秘譜』（十世紀末—十一世紀初頭の写）、伝源信義筆『神楽歌』（十一—十二世紀の写）、八俣部重種注進『神楽歌』（十二世紀頃までの写）、書写者不詳、鍋島家蔵『東遊歌神楽歌』（文治年間以前の成立）の四本が現存している。これらの譜本は、収録されている曲が少しずつ異なる。そこで、『袖中抄』に引用された神楽歌の収録状況を表2にまとめた。

表2を見ると、『袖中抄』が引用している曲は重種本『神楽歌』や鍋島家本『東遊歌 神楽歌』に収録されているものが多いことがわかる^{十九}。また、現存資料では『承德本古謡集』（地方の神社の神楽歌を集めたもの）にしか見られない「北御門の御神楽」の詞章も引用されている等、神楽歌に関する顕昭の知識はかなり広い。たとえば『袖中抄』の冒頭歌に掲げられている歌謡の種類を比較すると、全十五首のうち古今集から引用されている九首に次いで、神楽歌が五首を数える（5「カハヤシロ」、17「オホヨソゴロモ」、24「ヒルメノカミ」、27「サイバリ」、42「ウレリメ」）。これは冒頭歌にとられているのが一首³³「カヒノケゴロモ^{（サラストツクリ）}」のみの風俗歌、冒頭歌には採用されていない催馬楽を大きく引き離している（表1参照）。

また、『袖中抄』における注釈は、冒頭歌に含まれる語に対して加えられるので、神楽歌の詞章を冒頭歌に掲出する項目の名には、「カハヤシロ」（5）、「ウレリメ」（42）といった神楽歌に典拠をもつことが歌語として挙げられている。同様に上代、『古語拾遺』の時代から歌われてきた歌謡に見られる「オホヨソゴロモ」（17）、あるいは上代のことばが神楽歌によって広まったと考えられる「ヒルメノカミ」（24）「サイバリ」（27）のような語も項目名に上がっており、顕昭の神楽歌への興味が、

『萬葉集』等上代作品を重視する顕昭の姿勢と繋がっていることをうかがわせる^{二十}。また、項目の冒頭歌に神楽歌の詞章を直接引用してなくても、「やまかつら^{（ヤマカツラ）}ゆふかつら^{（ユフカツラ）}」の項目のように、神楽歌の詞章が古今集に採録され、その古今集歌（二〇七六番歌）が冒頭歌に引かれるとともに、そこから生まれた歌語が項目名になっているものもある。

さて、次に『袖中抄』神楽歌関連記事について、巻第五62「ミヤビ」に引用された神楽歌「大宜」本歌に関する箇所を掲出する。この箇所は、『袖中抄』諸本の中でも歌学大系底本（穂久邇文庫蔵飛鳥井雅章手沢本）及び学習院大学蔵本にのみ見られる本文である。

或人云 ^{カヅラフニホササワ} 神楽譜大直哥云

わかればみやびもしらずちゝがかたはゝがかたとも
神ぞしるらん …… 8

此歌の心は わかればその振舞もしらず ちゝ方はゝ
方と神ぞしるらんと有にや さればふるまひと寛たり
万葉并輔親歌 伊勢物語 世継等詞は やさしと云ルに
や 大方体にも 閑は都なりとあり 都はみやこ也 都
詞はやさしき也 神楽歌の振舞とおほゆるにも やさし
き心二たがはず みやびたるは都びたる詞と心得べし
（袖中抄 巻第五 52 ミヤビ）

ここに引用された8の曲は、表2にある通り、平安期写譜本では重種本にしか収められていない。そのため、『袖中抄』の当該記事は当時の詞章を残す資料としても注目される。

表2 『袖中抄』に見られる神楽歌関連記事

	巻	項目番号	項目名	歌謡の曲名	神楽和琴秘譜	信義本	重種本	鍋島家本	鍋島家本裏書	承德本古語集
3	二	20	イソナツムメサシ	朝倉・或説・本			○		○	
5	四	50	カハヤシロ	北御門の御神楽・本末						○
6	五	52	ミヤビ	大直・本			○			
7	六	64	クメヂノハシ	朝倉・或説・末					○	
11	六	65	カヘシモノ	朝倉・本末	○	○	○	○		
15	九	88	やまかつら ゆふかつら	葛・本			○	○		
16	九	88	やまかつら ゆふかつら	庭火・本末				○		
17	十	98	オホヨソゴロモ	宮人／和舞哥・本末		○	○	○		
20	十	110	ノナカノシミツ オボロノシ水 セガキノシ水	杓・本	○		○	○		
22	十一	118	サ、ナミ	細波・本	○	○	○	○		
24	十三	129	ヒルメノカミ	日霊女歌・本			○	○		
26	十三	129	ヒルメノカミ	神楽歌			○	○		
27	十三	130	サイバリ	神楽歌			○	○		
36	十七	215	イハシロノマツ タムケクサ	篠・或説・末					○	
37	十七	222	アマノスガン	神・裏書・或本・本		○			○	
41	十九	259	ウレリメ	酒殿歌・末				○		

※便宜上、小書きの箇所も本行と同じフォントで記している。

※6・第五卷(55)「ミヤビ」の当該箇所に関しては、歌学大系底本(穂久邇文庫蔵飛鳥井雅章手沢本)及び学習院大学蔵本にのみ見られる。

※5・16・第九卷(88)「やまかつら ゆふかつら」の項目名は底本のままである。

大宜 大宜

重種本『神楽歌』（官幣稻荷大社複製）より

さらに、重種本『神楽歌』の曲名は右図のとおりであり、新全集等は「大宜」と翻刻している^(三十一)。だが、『袖中抄』の傍線部によれば、この曲名は「大直」であろうことがわかる。これについては、重種本『神楽歌』では8（本歌）と対になる末に「皆人のしでは栄ゆる大直毘いざ我がともに神の坂まで」と、「大直毘」の語が見られることも証左になるだろう。また、8の詞章に見られる「みやび」の語に関する解釈も注目される。第二句に見られる「みやび」の語について、顕昭は「やさしき」「振舞」であると解く。これは現代の注釈書まで続く、「みやび」の解釈になっている^(三十二)。

このように、『袖中抄』の神楽歌関連記事は、神楽歌が盛んに歌われた当時の詞章資料として有用であるだけでなく、これらによって院政期の神楽歌の曲名や解釈の一部を知ること可能なのである。

三一二 『袖中抄』に見られる風俗歌関連記事について

さて、『袖中抄』に引用された風俗歌の詞章は、巻第十四「ラグルマノニシキ」に引用された「小車」(30)、巻第十五「コノモカノモ」に引用された「筑波山」(32)、同168「カヒノケゴロモ」^{サラステツクリ}に引用された「甲斐が嶺」(33)、巻第廿「ハギガハナズリ」に引用された「難波振」(47、48)の五首（重出一首）である。また、このうち、項目の冒頭歌に引用され、詞章に含まれる語が項目名として立てられているのは、巻第十五168「カヒノケゴロモ」^{サラステツクリ}に引用された「甲斐が嶺」(33)のみである。

だが、古今集巻第二十に収められた歌謡の詞章による和歌を引いたもの十四首（重出一首）のうち、風俗歌は八首（表1の2、12、13、19、23、31、35、39）と約三分の二に上っている。また、そのうち七首（2、12、19、23、31、35、39）は各項目の冒頭歌として引用され、その中に含まれる歌謡が、巻第二十「イソナツムメサシ」(2)、巻第九85「シホガマノウラ」(12)、巻第十108「ヨコホリセル」^{ケ、レナク}「サヤナカヤコ」(19)、巻第十二122「イナフネ」^{モガミガハ}「(23)、巻第十五167「コノモカノモ」(31)、巻第十六203「オフノウラ」(35)、巻第十八243「スエノマツヤマ」(39)の七項目において項目名として立てられている。また残る一首(13)は、巻第九85「シホガマノウラ」に合わせて掲出されている。古今集巻第二十に収められた風俗歌は「東歌」の名でまとめられており、東国の各地の民謡が集められている箇所である。『袖中抄』に見られる巻第九85「シホガマノウラ」、巻第十二122「イナフネ」^{モガミガハ}の「モガミガハ」、巻第十六203「オフノウラ」、巻第十八243「スエノマツヤマ」は、このような風俗歌から成立した歌枕の例である^(三十三)。

さて、風俗歌の古写譜本はあまり多くはない。中心的な古写本としては、二〇〇八年九月に存在が確認された鍋島家本『東遊歌 風俗歌』が唯一のものであり、『承德本古謡集』に収められている二十六曲は、他の風俗歌譜本とは系統を異にするものと見られる。残る古写譜本に準じるものとしては、文治年間に成ったとされる本の転写本（十四曲）が『日本歌謡集成』第二卷（二十四）に収められている。まとまった本としては江戸時代後に刊行された『楽章類語鈔』所収の二十六曲があり、日本古典文学大系3『古代歌謡集』はこれらに加え、神宮文庫蔵賀茂真淵旧蔵本の転写本等との校合を行っている。つまり、『袖中抄』巻第十四155「ラグルマノニシキ」に引用された「小車」（30）、巻第十五167155「コノモカノモ」に引用された「筑波山」（32）、同168「カヒノケゴロモ^{サラスツクリ}」に引用された「甲斐が嶺」（33）、巻第廿292「ハギガハナズリ」に引用された「難波振」（48）の四首の詞章は、風俗歌の最古写本に近い時代に記された本文として貴重であるといえる。『袖中抄』はあくまでも歌字書であり、安易に譜本の本文と同列にして本文校訂に用いることはできない。だが、少なくとも現時点では参照すべき資料といえるだろう。

たとえば、既に橋本不美男らの指摘があるため詳しくは触れないが、『袖中抄』巻第廿292「ハギガハナズリ」では、風俗歌「難波振」の詞章の歌い替えについての記述も見られる（二十五）。また、『袖中抄』巻第十四155「ラグルマノニシキ」に引用された「小車」（30）に関しては、引用された詞章と現存する譜本の詞章がかなり異なっている。

ラグルマノニシキノヒモヲトキタレテアマタネモセズキミ
ヒトリナリ …… D

顕昭云 ラグルマノニシキトハ 小車ヲチガヘテマロニ
テ文ニヨレル 錦ナリ

（中略）

又風俗小車哥云 ラグルマイレテ キノヒモトカムヨヒ
ワラシノバキヨナ ワレシノバキヨ ワレシノバキヨマ
サイボテケラシ

今案ニ此哥ニモラグルマトイヒ ヒモトカムトハイヒタ
レト 錦トイフ詞ハナシ 若キノヒモトカムヨヒトアル
ハニシキノヒモトカムヲ文字ノ落坎 慥ニ本説ヲ可勘也
（中略） 月面小車トイフ風俗ノ哥ハ イマハ説タエタリ
トマウセバ ミチ〇人モタシカニ不知ヤハベルラム

（袖中抄 巻第十四 155 ラグルマノニシキ）

小車錦の 紐解かむ 宵入^{よひり}を忍ばせ夫^せ よやな 我忍ばせ
子 我忍ばせ そよ まさに 寝てけらしも

月の面を さ渡る雲の まさやけく見る こさやけく見る

（風俗歌 小車）

『袖中抄』巻第十四155「ラグルマノニシキ」の項目では、まず『日本書紀』允恭紀からDの冒頭歌を掲出し、顕昭による「ラグルマノニシキ」の語釈が説かれる。次いで六帖五九四番歌、『和歌童蒙抄』の「錦」、『綺語抄』の「錦」の項目を引用し、これらについて「今案ニ」として顕昭の解釈が述べられ、次に「風俗小車哥云」以下波線部に風俗歌「小車」の詞章を引用す

る。だが、この詞章は、現存する風俗歌譜本に見える「小車」の詞章とは大きく異なっている。

この『袖中抄』が引用した詞章については、橋本不美男は著『袖中抄の校本と研究』頭注には、歌学大系本文が最も風俗歌の詞章と近いという指摘がある^{三二六}。たしかに該当箇所の「小車」引用本文を、穂久邇文庫本を底本とする日本歌学大系所収本文によって掲出すると、「をぐるまにしきの ひもとかむ よをしのはきよな われしのばきよ われしのばきよ まさいねてけらし」となり、「をぐるまにしき」の語が冒頭に現れる。だが、「後文に「錦トイフ詞ハナシ」とするのによれば、顕昭は下（前出『袖中抄』巻第十四¹⁵⁵「ヲグルマノニシキ」／稿者注）に掲出するような本文で理解していたことになる^{三二七}」。たしかに、「今案ニ」以下の二重波線部で顕昭はこの風俗歌について触れ、「錦トイフ詞ハナシ」と書いている。

では、なぜこのように「ヲグルマノニシキ」という語が解釈できなくなっているのか。それについて、顕昭は項目最後の一文で、「月面」や「小車」といった風俗歌は今では歌われなくなっており、楽家の人でも正確なことがわからなくなっていると明かす（二重波線部）。当該項目では、失われた歌謡の詞章から「ヲグルマノニシキ」という古い歌語をなんとか解釈しようとする顕昭の試みが述べられているのである。

一方、古今集巻第二十を介して風俗歌を引用した項目にも、風俗歌についての顕昭の言及がある。たとえば、『袖中抄』巻第十二¹²²「イナフネ^{モガミガハ}」の項目には、

アヅマ哥カナラズシモ帝ニキカセタマツラム料トモイヒ

ガタシ 万葉ニモ東哥オホシ 諸国ノ防人等ガ各ノ風俗ニ
ツキテオモヒヲノブル也 ナドアヅマノ防人ノミアリテ
西国ノ哥ハナキゾトウタガハシキヲ コレハ調物ヲ大蔵省
ニモテイリテヲサムルアヒダ フルサトヲモコヒ タビノ
コ、ロヲモナグサムトテヨメル哥也 風俗トテウタフモ同
心ナリ 西国ハ都督太宰府ニヲサメテ防人不上洛歟

（袖中抄 巻第十一¹²² イナフネ^{モガミガハ}）

とあり、顕昭の「東歌」観、「風俗」観がうかがえる。実際には防人は九州で対朝鮮の防御に当たったのであり、防人が「調物ヲ大蔵省ニモテイリテヲサムル」ことはなかったと推測されるが、東国から税を納めに上洛した人々が故郷を思い、旅の心をなぐさめようと歌ったものが「東歌」であり「風俗」であるという点は首肯される。

このように、『袖中抄』の風俗歌関連記事は、院政期に残っていた風俗歌の詞章を知ることができる貴重な資料であるとともに、顕昭の、ひいては院政期の六条藤家歌学における「東歌」観、風俗歌観を知る資料としても注目される。

四、顕昭の歌謡引用の意図と背景

さて、では、顕昭はなぜこれらの平安期歌謡に注目し、『袖中抄』に引用するに至ったのか。

『袖中抄』には三十四項目四十八首（重出四首）、古今集巻第二十に収められた歌謡の詞章による和歌を引いたもの十四首（重出一首）を除いても、三十四首（重出三首）の平安期歌謡

関連記事が見られる。そのうち、各項目の冒頭歌として歌謡の詞章を掲出し、その中の語を項目名に立てて、解釈を加えているのは、表1でいうところの**5**、**17**、**24**、**27**、**33**、**42**の六首である。また、**43**は項目の冒頭歌ではないが、「ヒカタアサシシナドノ風フマキ」という複数の項目名のうち「シノ、ヲフマキ」の語は**43**の詞章から発生しているのでこれに準じたものとして扱う。都合、計七首から七語が歌謡の詞章に直接出典を持つ歌語として項目を立てられていることになる。

たとえば、巻第四50「カハヤシロ」の項目の冒頭は次のようである。

カハヤシロシノニオリハヘホスコロモイカニホセバカナヌ
カヒザラム ……**5**

顕昭云 コレハ神楽ノ譜ニ夏神楽ト云事アリ ウチマカ
セテハ神楽ハ冬スルコトヲ 夏スルニ河ノ上ニサカキヲ
タテ タナヲカキテスルコト、ゾマウス 貫之哥ニモ
ユク水ノウヘニイハヘルカハヤシロカハナミタカクア
ソブナルカナ ……E
又マチカキウタナレド多忠節ガ哥ニモ
ユフシデハナミニマカセヌカハヤシロサカキゾ神ノシ
ルシナリケル ……F

(袖中抄 巻第四 50 カハヤシロ)

冒頭に項目名「カハヤシロ」の語の出典である神楽歌「北御門御神楽」本末の詞章(**5**)を引き、同様に「カハヤシロ」の語を用いる貫之(E・陽明文庫本『貫之集』四七三番歌)、多

忠節(F・『続詞花集』三六二番歌)の実作歌を掲出する。

以後、冒頭に掲出している神楽歌「北御門御神楽」の詞章(**5**)について、「シノニオリハヘ」、「ホスコロモナヌカヒズトイフ」の語釈を行う。次に「私案ニ ミナツキバラヘニモ夏神楽ヲバスルニヤ」として、六月祓に神楽をする様を歌い、かつ「カハヤシロ」の語を用いた大江匡房の歌(『匡房集』七七番歌・冷泉家本『忠見集』七九番歌)、侍従入道静蓮の歌、壬生忠見の歌(西本願寺本『忠見集』三八番歌)を引用し、「コレハ一定夏神楽(ノ)コ、ロナルベシ」と結論づける。そしてさらに、『綺語抄』、『無名抄(俊頼髓脳)』、『奥義抄』、『和歌童蒙抄』、清輔説等における「カハヤシロ」の語釈を引用する。

これらの一連の引用からは、「カハヤシロ」の語が、顕昭の時代には既に解釈の難しい歌語として知られていたことがうかがわれる。その難語の出所を示し、解釈を行うために、顕昭は「カハヤシロ」の項目を掲げ、神楽歌の詞章(**5**)を冒頭に引用しているのである。これは先述した巻第十四155「ヲグルマノニシキ」に風俗歌「小車」を引用した目的と同様である。

このように項目名に挙げた語の意味がわからなくなっているのは、「袖中抄」巻第十三130「サイバリ」、巻第十五168「カヒノケゴロモ」も同様である。たとえば、巻第十三130「サイバリ」では、顕昭は「サイバリ」の語について、「サイバリ ハツ萩ヲ云歟 サイハ前也 ハツハギ也」と注する一方で、「又サヒトハチヒサクアタラシキ心也 若草ヲサヒタヅマトイフガゴトシ」と「サイ」の異説も示し、萬葉歌を引用しながら最終的に「初萩」説に落ち着く。一方、巻第十五168「カヒノケゴロモ」では、顕昭はこの語を「ツルノ毛ノ白キノヨセテシロキ衣ト云

坎、それとも萬葉歌（一九六一番歌）に見られるように「襲ノ衣トヨメル坎」と二説を紹介し、結論を出していない。

もう一例、『袖中抄』巻第十三¹²⁹「ヒルメノカミ」の項目の冒頭を引用する。

イカバカリヨキワザシテカアマテルヤヒルメノカミヲシバ
シトバメム ……²⁴

顕昭云 是ハ神楽ノヒルメノ哥也 古今ノ神楽哥ノ中ニ

ヒルメノ哥ニハ

サ、ノクマヒノクマガハニコマトメシバシミヅカヘ
コソニダニミム ……²⁵

此哥ヲカケリ 又神楽譜ノ末歌ニハ

イヅコニカコマヲツナガムアサヒコガサスヤヲカベノ
タマザ、ノウヘニ ……²⁶

サレバヒルメノ神トイハネド 他ノ詞ノ哥ヲモ相具坎

アサヒコハ朝日也 或本ニハアマヒコトアリ 天ノ日ト

云坎 ヤマビコヲアマビコトイフハ別事也 ヒルメノ神

ハ日神也 天照太神ヲバ大日靈貴ト申也 神楽ニハアマ

テルオホム神ヲオロシタテマツレバ 神挙トデアゲタテ

マツル哥モアリサレバイカナルワザヲシテカ シバシト

バメタテマツルベキトウタフナリ

（袖中抄 巻第十三¹²⁹ ヒルメノカミ）

ここでも、冒頭に項目名「ヒルメノカミ」の語の出典である神楽歌「昼目歌」本の詞章（²⁴）を引き、続けて、同じ「昼目歌」の題を冠する古今集一〇八〇番歌（²⁵）、神楽歌「昼目歌」

末の詞章（²⁶）を掲出する。次に、「ヒルメノカミ」の語について、「ヒルメノ神ハ日神也 天照太神ヲバ大日靈貴ト申也」と自説を述べ、二重波線部によつてこの説を強化している。

ではなぜ顕昭は「ヒルメノカミ」の語を項目に取り上げ、語釈を行ったのか。それは、次に引用される、藤原教長の古今集注の説に異議を唱えるためである。顕昭が言うには、教長古今集注では「ヒルメノ哥ハ大嘗会ニ米ヒルトテウタヘル哥也メハヨネヒル女也 恋哥ニヨメリ」と述べ、「ヒルメノ哥」を大嘗会で米をつきながら女性たちが歌う歌と解釈している（二十八）。この引用に続いて、顕昭は「私云」として意義を唱えている。

つまり、顕昭の時代には、古今集巻第二十「昼目歌」（一〇八〇番歌）（²⁵）の題の意味に異説が生じており、顕昭はそれを正す必要を感じたのである。そのために「ヒルメノカミ」という項目を掲げ、その語の出自である神楽歌「昼目歌」の本末（²⁴、²⁶）を引用・解釈している。

このような例からは、神楽歌や風俗歌から発生した歌語には、顕昭の時代に既に意味があやふやになっているものが少なくなかったことがわかる。それらの語について、顕昭は出典である歌謡の詞章に立ち戻ることと解釈しようと試みているのである。

一方、催馬楽の詞章については項目の冒頭歌に引用された例こそないものの、催馬楽由来の歌語が項目名に採られている例は五例見られる。次にこれらを掲出する。

イニシヘノマユトジメニモアラネドモキミハミマクサトリ

テカフトカ …… G

顕昭云 マユトジメトハ催馬楽呂哥
ミマクサトリカヘ
マユトジメト云ニ付テヨメル也

(袖中抄 卷第十九 255 マユトジメ)

アマギリアヒヒカタフクラシミジクキノヲカノミナトニナ
ミタチワタル

顕昭云 ヒカタハ坤^{ニシサレ} 風ナリ

(中略)

又催馬楽ニコ、ロアヒノ風ト云アリ

ミチノクチタケフノコフニ我ハアリトオヤニハマウシタ
ベコ、ロアヒノ風ヤ …… 43

無名抄云 女ノスミミアヘランナドニヨムベシ

俊頼朝臣

コ、ロアヒノ風ホノメカセヤヘスガキヒマナキヲチニタ
チヤスラヘト …… H

又シノ、ヲフバキト云風アリ

アフミチノシノ、ヲフバキハヤヒカズコモチマチャセヌ
ラムシノ、ヲフバキ …… 44

(袖中抄 卷第廿 285 ヒカタ^{アナシシナドノ風コ、ロアヒノ風シノ、ヲフバキ})

ナキナガスナミダニタヘデタエヌレバハナダノオビノコ、
チコソスレ …… I

顕昭云 ハナダノオビトハ 催馬楽云

40

イシカハノコマウドニ ヲビヲトラレテカラキクヒスル
イカナルヲビゾ ハナダノオビノ ナカハ タイレタル
…… 45

此哥ヲ本ニテハナダノヲビナカタユトハヨムナリ 古哥

云 キミガセシハナダノオビノナカタエテサレバゾイヒ

シナガ、ラジトハ …… J

俊頼哥云 イシカハヤ ハナダノオビノナカタエバコマ

ノワタリノヒトニカタラム …… K

(袖中抄 卷第廿 291 ハナダノオビ)

ケサキツルノハラノツユニワレヌレヌウツリヤシヌルハギ
ガハナズリ …… L

顕昭云 ハギガハナズリトハ催馬楽ノ更衣ノ哥ノ心也

コロモガヘセムヤ サキムダチャ ワガキヌハ ノハラ

シノハラ ハギノハナズリヤ サキムダチャ …… 46

(袖中抄 卷第廿 292 ハギガハナズリ)

いずれも、後拾遺集一一五九番歌(G)、『散木奇歌集』一一
二〇番歌(H)、後拾遺集七五七番歌(I)、後拾遺集三〇四番

歌(L)を引き、これらに用いられた歌語の出所として催馬楽
の詞章を紹介している(各波線部)。また、「ハナダノオビ」の

項目には、催馬楽に由来する同語を用いた実作例が二例紹介さ
れている。Jは引用元不明だが、Kは『散木奇歌集』一二九〇

番歌である。

このように見てみると、『袖中抄』で顕昭が紹介している催
馬楽に由来する歌語は、神楽歌に由来する歌語に比べ、平安中

期以降も詠作に用いられている語であることがわかる。神楽歌に由来する歌語のように意味がわからなくなっているものも少ない。また、催馬楽関連記事では実際の詠作例を示しており、項目に掲げた催馬楽に由来することは歌語として和歌に用いようという顕昭の意図もうかがえる。実際、顕昭自身も『六番歌合』の詠作の中で、「カハヤシロ」と「コ、ロアヒノ風」の語を用いている（二一九）。

二七　こひごろもいつかひるべきかはやししろしるしもなみにいとどしほれぬ

（六番歌合　十九番　寄衣恋　左）

三九　こころあひの風いつかたへふきぬらんわれにはちらすことのはもなし

（六番歌合　十五番　寄風恋　左）

先に述べた神楽歌や風俗歌に由来する難語を解決しようという試みも、これらを歌語として正しく用いようという意図に繋がるだろう。巻第十 98 「オホヨソゴロモ」や、巻第十九 259 「ウレリメ」のような神楽歌やさらに古い歌謡、もしくは巻第廿 285 「ヒカタアサシシナノ風コ、ロ」の「シノ、ヲフバキ」のように催馬楽アサシシナノ風コ、ロにしか見られないような語を項目名として立て、語釈を加えるのも、これらを歌語として用いるためである。

つまり、『袖中抄』で神楽歌、催馬楽、風俗歌等に直接出自を持つとされる七つの歌謡の関連記事からは、顕昭がこれらの平安期歌謡出自のことは正しく理解し、解釈しようと努めて

いたこと、そのためには元となる歌謡に遡って理解することが必要だと考えていたこととともに、これらのことを歌語として実際の詠作の中で用いていることとする姿勢がうかがわれるのである。

おわりに

以上、『袖中抄』に引用された神楽歌、催馬楽、風俗歌といった平安期歌謡関連記事について整理、一覧し、これらについて、①どのような知識に基づいて著述されたのか、②神楽歌、催馬楽、風俗歌といった歌謡ごとに見たとき、どのような特徴が見られるか、③顕昭がどのように多くの平安期歌謡を『袖中抄』に引用した意図と背景はどのようなものであったか、について述べた。

『袖中抄』に見られる平安期歌謡関連記事は、神楽歌十六首、催馬楽十三首（重出二首）、風俗歌五首（重出一首）、さらに古今集巻第二十に収められた歌謡の詞章による和歌を引いたもの十四首（重出一首）を合わせ、計三十四項目四十八首（重出四首）が指摘される。

これらのうち、古今集所収歌の関連記事に関しては、『袖中抄』執筆と同時期の古今集注釈が素地として背景にあったと考えられる。また、神楽歌、催馬楽、風俗歌謡関連記事二十七項目三十四首（重出三首）の出典についての記述からは、いずれの平安期歌謡に関しても顕昭が譜本あるいはそれに類するような資料を所持し、『袖中抄』の述作に用いていたということがわかる。

これらの平安期歌謡関連記事を、神楽歌、催馬楽、風俗歌といった歌謡ごとに見たとき、主に神楽歌と風俗歌に関して次のことを確認した。

まず、現存する平安期写神楽歌譜本との比較から、『袖中抄』所収神楽歌関連記事が引用している曲は、重種本『神楽歌』や鍋島家本『東遊歌神楽歌』に収録されているものが多いことがわかった。また、現存する資料では、地方神社の神楽歌を集めたものと見られる『承德本古謡集』にしか見られない「北御門の御神楽」の詞章も引用されている等、神楽歌に関する顕昭の見識は広い。そのような資料や知識をどのようにして得たのが、今後考察すべき問題として残っている。

一方、風俗歌に関しては、『袖中抄』に引用された詞章は数量的には神楽歌に及ばないものの、古今集巻第二十に収められた歌謡の詞章による和歌を引いたもの十四首（重出一首）のうち約三分の二を占めている点、また、そのうち七首は各項目の冒頭歌として引用され、その中に含まれる歌謡が項目名として立てられている点が注目される。顕昭の風俗歌に関する興味は、神楽歌に比べ、歌謡そのものよりも古今集入集歌に集まっていたと見られる。

また、本論では、『袖中抄』に引用されている神楽歌・風俗歌の詞章の資料的価値について、現存する古写譜本が限られる平安期歌謡の研究において、当時の本文を残す資料として注目されることを指摘した。とくに古写譜本に恵まれない風俗歌にあつては、『袖中抄』に引用された四首の詞章は、風俗歌の最古写本に近い時代に記された本文として価値がある。あくまでも歌学書であるという資料の性質の違いを念頭に置きつつ参照

したい。またこれらの歌謡関連記事は、院政期における平安期歌謡の解釈や、顕昭の、ひいては院政期の六条藤家歌学における歌謡観を知る資料としても有用である。

顕昭は歌学書を記す際、和歌集や歌学書に限らず、さまざまな資料を博搜している。歌謡資料を手元に置き、折りに触れて引用したのも、博引旁証する中の資料の一つと捉えるのが穏当だろう。

だが一方で、『袖中抄』に見られる歌謡関連記事の多さや、勅撰集入集歌以外も広く取り上げる姿勢は、顕昭以前の歌学書とは一線を画している。顕昭が、『萬葉集』等古典に連なるものの一つとして、平安期歌謡の詞章から生じた歌謡に小さからぬ興味をもっていたこと、これらを正しく理解し、用いようとしていたことがうかがえる。

『袖中抄』以後、実際の歌壇では、特別、歌謡出自の語が多く用いられるような事実は見られない。だが、『袖中抄』はやがて一条兼良による最初の神楽歌・催馬楽の注釈書『梁塵愚案抄』の成立に大きく寄与することになるのである。『袖中抄』の『梁塵愚案抄』への影響については、稿を改めることにしたい。

〔注〕

- (一) 勅撰集や『古今和歌六帖』への歌謡同類歌の採録については、拙稿『古今和歌六帖』所収の平安期歌謡について『国語国文』第七十八巻第九号 二〇〇九年 一―三頁）において述べた。
- (二) 稿者は、平安期歌謡の詞章の語や表現を用いた同時代の和歌解釈を歌謡解釈に援用する試みを、拙稿「神楽歌「杓」の歌詞の異

同とその解釈——平安期写譜本と古今和歌集・古今和歌六帖を

対象に——『京都大学國文學論叢』第二十三号 二〇一〇年

一一二頁、同「神楽歌「明星」の解釈について——神楽歌

「明星」を題材に詠まれた和歌から——『京都大学國文學論叢』

第二十五号 二〇一一年 一一二頁）において行っている。

(三) 顕昭歌学における源俊賴の影響については、「顕昭は『万葉集』

を尊重したが、これは院政期和歌史の潮流であつたことが指摘さ

れている。しかし、直接的には前時代の歌人源俊賴の多大な影響

を受けたことが考えられる」という小野恭靖の指摘がある（小野

恭靖「和歌と催馬楽——顕昭の催馬楽関連記事を起点として

——」『学大國文』第四十二号 一九九九年 二二—三七頁）二

二頁。

(四) 小野恭靖「院政期の催馬楽——顕昭の催馬楽関連記事をめぐ

つて——」(真鍋昌弘編『歌謡 雅と俗の世界』和泉書院 一九

九八年 一三三—一四五頁)、前掲注三 小野恭靖「和歌と催馬楽

——顕昭の催馬楽関連記事を起点として——」等。

(五) 久曾神昇「古今和歌集成立論」資料編(上・中・下 風間書房

一九六〇年—一九六一年)によると、第一句を「わがせなを」と

するのは高野切と関戸本のみである。また、関戸本は第五句を「松

ぞかなしき」としているが、「まつぞわびしき」とする本はない。

(六) 前掲注五「古今和歌集成立論」によると、第四句を「ぬふてふ」

とするのは、寂恵本、伊達本、雅俗山庄本、寛親本、後鳥羽院本、

基俊本、元永本、関戸本、「ぬふといふ」とするのは、雅経本、

永暦本、建久本、高野切、六条家本、英治本、前田本、天理本、

志賀須賀本である。

(七) 橋本不美男ほか著『袖中抄の校本と研究』(笠間書院 一九八

五年) 二二〇頁頭注。

(八) 前掲注七 橋本不美男ほか著『袖中抄の校本と研究』二五八頁

頭注。

(九) 前掲注一 拙稿「『古今和歌六帖』所収の平安期歌謡について」

で詳述している。

(十) 漢字ひらがな混じりの箇所は、前掲七 橋本不美男ほか『袖中

抄の校本と研究』の底本となつた高松宮本にない。今、他本によ

り補つた。

(十一) 前掲注三 小野恭靖「和歌と催馬楽——顕昭の催馬楽関連

記事を起点として——」(二二頁)に指摘がある。また、顕昭は

俊賴の私家集『散木奇歌集』に注釈を加えた『散木集註』を著し

ており、前時代の歌人俊賴に寄せる興味のほどがうかがえる。ま

た、同著の中にも「みまくさは御秣也催馬楽は御まくさととりかへ

まゆとしめとうたへり」と催馬楽に関連する記述が見られる『散

木奇歌集』巻第三秋八月「百首歌中にかかるかやをよめる」(三九

四番歌)注釈。

(十二) 注四参照。

(十三) なお、氏の論と本論とでは、『袖中抄』所収の催馬楽関連記

事について掲出記事数が異なっている。氏が催馬楽の引用歌とし

て計数しなかつた巻十七 226 「ユサバリ」の項目に引用されている

「青柳」(38)については、本章第一節で触れたとおりである。

また、巻第廿 285 「ヒカタ アヒノ風 シナドノ風 コノ、

キ」に関しては、

又シノ、ヲフバキト云風アリ

アフミヂノシノ、ヲフバキハヤヒカズコモチマチャセヌ

ラムシノ、ヲフバキ

45

と、催馬楽「逢路」の詞章(45)が例に挙げられるだけの大変簡略なものであるが、本論ではこれらも催馬楽「青柳」の詞章の引用として扱っている。ただし、この箇所は表1の注に示したように、文化庁蔵(高松宮本)『袖中抄』にしか見られない例外的箇所であることは留意すべきである。

(十四) 前掲注四 小野恭靖「院政期の催馬楽」—— 顕昭の催馬楽関連記事をめぐる——、前掲注三 小野恭靖「和歌と催馬楽

—— 顕昭の催馬楽関連記事の起点として——」。なお、いずれの論も、『袖中抄』巻第十七 226「ユサバリ」に引用されている「青柳」、同巻第廿 285「ヒカタ アサシ シナドノ風 コノロ
アヒノ風 シノ、ヨフ、ヤギ」に引用されている「逢路」の詞章を催馬楽関連記事として計数していない。そのため、

本論とは掲出記事数が異なっている。この点については注十三参照。

(十五) 前掲注三 小野恭靖「和歌と催馬楽」—— 顕昭の催馬楽関連記事の起点として——「一二三四頁

(十六) 前掲注三 小野恭靖「和歌と催馬楽」—— 顕昭の催馬楽関連記事の起点として——「中「三」、催馬楽各曲の先行類歌」(二五—三三頁)。とくに二九頁参照。

(十七) 前掲注三 小野恭靖「和歌と催馬楽」—— 顕昭の催馬楽関連記事の起点として——「中「四」、催馬楽出自の歌語(歌ことば)」三三—三五頁・「おわりに」三五頁

(十八) 前掲注四 小野恭靖「院政期の催馬楽」—— 顕昭の催馬楽関連記事をめぐる——「中「二」、催馬楽譜の成立についての記事」一三七頁

(十九) 平安期以降郢曲の楽家には源家流と藤家流の二派があるが、

『袖中抄』所収催馬楽関連記事に関しては、「顕昭が見た譜本は源家流のものであった可能性が高い」という小野恭靖氏の指摘がある(前掲注四 小野恭靖「院政期の催馬楽」—— 顕昭の催馬楽関連記事をめぐる——「一三七、一四〇頁」。

(二十) これは、催馬楽関連記事に関して、小野恭靖が指摘したと同様である(前掲注三 小野恭靖「和歌と催馬楽」—— 顕昭の催馬楽関連記事を起点として——「二二、三五頁」。

(二十一) 小西甚一ほか校注 日本古典文学大系3『古代歌謡集』(岩波書店 一九五七年)、白田甚五郎ほか校注訳 新編日本古典文学全集42『神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』(小学館 二〇〇〇年)等。

(二十二) 「みやび」については、前掲注二十一 日本古典文学大系3 三一〇頁頭注では「上品なお作法」、前掲注二十一 新編日本古典文学全集42 四五頁頭注では、「宮廷風の優美なふるまいやきたり」とされている。

(二十三) 前掲注十五参照。
(二十四) 高野辰之 改訂版『日本歌謡集成』第二巻 中古編(一九六〇年 東京堂出版部)

(二十五) 前掲注七 橋本不美男ほか著『袖中抄の校本と研究』四七五頁頭注一四に指摘がある。
(二十六) 前掲注七 橋本不美男ほか著『袖中抄の校本と研究』三〇五頁頭注一〇。

(二十七) この点についても前掲注七 橋本不美男ほか著『袖中抄の校本と研究』三〇五頁頭注一〇に指摘がある。

(二十八) なお、当該歌書は現存する教長古今集注には見えない。
(二十九) 前掲注三 小野恭靖「和歌と催馬楽」—— 顕昭の催馬楽関

連記事を開始として——」三四—三五頁に指摘がある。小野氏はこの歌が俊成判によって負とされたことに触れ、「顕昭は『六百番陳状』でも催馬楽「道口」詞章を掲出し、先掲の俊頼詠をも引用しつつ、自詠歌の弁護に努めている」としている。

〔参考文献〕

※平安期歌謡の各譜本の本文は次の資料に拠った。歌謡譜本による本文は、万葉仮名は適宜ひらがなに改め、濁点をふった。また、音楽的符号は省略した。

○『神楽和琴秘譜』……陽明文庫編 陽明叢書国書篇第八輯『古楽

古歌謡集』思文閣出版 一九五八年

○信義本『神楽歌』……官幣稻荷大社複製 一九三一年

○重種本『神楽歌』……官幣稻荷大社複製 一九三一年

○鍋島家本『東遊歌 神楽歌』……古典保存会複製 一九三八年

○鍋島家本『催馬楽』……佐佐木信綱編 竹柏会複製 一九三一年

○天治本『催馬楽抄』……古典保存会複製 一九二六年

○『承德本古謡集』……陽明文庫編 陽明叢書国書篇第八輯『古楽

古歌謡集』思文閣出版 一九五八年

○高田与清『楽章類語鈔』……文政二年刊本

※和歌については、とくに断らない限り、『新編国歌大観』編集委員会監修『新編国歌大観』CD-ROM 版 Ver.2（角川書店ほか 二〇〇三年）に拠った。各歌に付した歌番号は同書による。

※そのほか、引用本文は次の資料に拠った。

○『袖中抄』（本文、項目番号、項目名）……橋本不美男ほか著『袖中抄の校本と研究』等間書院 一九八五年。引用の際にはヨミクセを省略した。

○『古今和歌集』本文……小島憲之ほか校注 新日本古典文学大系5『古今和歌集』（岩波書店 一九八九年）【底本】。久曾神昇『古今和歌集成立論』資料編（上・中・下 風間書房 一九六〇年—一九六一年）、片桐洋一『古今和歌集全評釈』上・中・下（講談社 一九九八年）、西下京一ほか編『古今集校本』新装ワイド版（等間書院 二〇〇七年）を適宜参照した。

○『拾遺和歌集』……小町谷照彦校注 新日本古典文学大系7『拾遺和歌集』（岩波書店 一九九〇年）

○『萬葉集』本文……佐竹昭広ほか編『補訂版万葉集本文篇』（塙書房 一九九八年）【底本】。小島憲之ほか校注訳 新編日本古典文学全集6—9『萬葉集』①—④（小学館 一九九四年—一九九六年）、佐佐木信綱ほか編『校本萬葉集』新增補版 一—十八（岩波書店 一九九四年—一九九五年）、廣瀬捨三ほか編『校本萬葉集』別冊一—三（岩波書店 一九九四年）を適宜参照した。

○『古今和歌六帖』……宮内庁書陵部編 図書寮叢刊『古今和歌六帖』上・下（養徳社 一九六七・一九六九年）【底本】。『新編国歌大観』編集委員会監修『新編国歌大観』CD-ROM 版 Ver.2（角川書店ほか 二〇〇三年）、永青文庫編 細川家永青文庫叢刊『古今和歌六帖』第二・三巻（汲古書院 一九八二・一九八三年）を適宜参照した。

○教長古今集注……与謝野寛ほか編 日本古典全集第二期『古今和歌集』日本古典全集刊行会 一九二七年

○孫姫『和歌式』藤原清輔『典義抄』……佐佐木信綱編『日本歌学大系』第一巻 風間書房 一九五七年

○『倭名類聚抄』（二十巻本）……京都大學文學部國語學國文學研究室編『諸本集成倭名類聚抄』本文篇 臨川書店 一九六八年

○顯昭古今集注……久曾神昇編『日本歌学大系』別卷四 風間書房
一九八〇年

○『日本書紀』……坂本太郎ほか校注 日本古典文学大系 67 『日本書紀』上 岩波書店 一九六七年

○藤原範兼『和歌童蒙抄』藤原仲実『綺語抄』……久曾神昇編『日本歌学大系』別卷一 風間書房 一九五九年

(たばやし ちひろ・本学文学部非常勤講師)